

件名: 南花台第6緑地外2緑地地質調査業務

	図 番	質 疑	回 答
1		・設計書の業務費内訳書に資機材運搬費が計上されていません。設計変更の対象でしょうか。	設計変更対象とします
2		・設計書の業務費内訳書 仮設工（第5号内訳書）にはモノレール運搬等は計上されていますがモノレール設置・撤去が計上されていません。設計変更の対象でしょうか。	設計変更対象とします
3		・特記仕様書の(Ⅲ)打合せ協議に打合せ回数が記載されて(設計業務に計上)となっていますが、設計書には打合せ業務費は計上されていません。設計変更の対象でしょうか。	設計変更対象とします
4	設計書 7項	第5号内訳書 仮設工にモノレールの運搬、機械器具損料が計上されているのに、架設・撤去が無いのは既にモノレールが設置されているからでしょうか。	既設モノレールの設置はありません。変更対象として対応します。
5	設計書 8項	第6号内訳書 位置図にて作業場所が緑地となっておりますが、設計書のその他作業に搬入路伐採等が含まれて無いのは、どの様にお考えでしょうか。	現状、伐採行為を実施せずとも、現場の侵入はできるものと考えておりますが、現場確認の上で伐採が必要であれば設計変更の相談に応じさせていただきます。